

第2弾電力システム改革前後の『スト規制法』の規制対象について

- 第2弾電力システム改革に当たる「電気事業法等の一部を改正する法律」(附則第50条)による改正前後の、『スト規制法』の規制対象となる「電気事業」の範囲は以下の通り。

改正前

- ① **一般電気事業** (東京電力・関西電力等10社)
- ② **卸電気事業** (電源開発・日本原子力発電2社)

改正後 (平成28年～)

- ① **一般送配電事業** (旧一般電気事業者の送配電部門)
- ② **送電事業** (旧卸電気事業者の送電部門)
- ③ **厚生労働大臣が指定する事業者が営む発電事業**

改正前

第一条 この法律は、電気事業(一般の需要に応じ電気を供給する事業又はこれに電気を供給することを主たる目的とする事業をいう。以下同じ。)及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性にかんがみ、公共の福祉を擁護するため、これらの事業について、争議行為の方法に関して必要な措置を定めるものとする。

第二条 電気事業の事業者又は電気事業に従事する者は、争議行為として、電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為をしてはならない。

改正後

第一条 この法律は、電気事業(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業及び同項第十四号に規定する発電事業(その営む事業の事業者又はその営む事業に従事する者が次条に規定する禁止行為を行うことにより、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する発電事業者(同項第十一号に規定する発電事業者をいう。))が営むものに限る。)をいう。以下同じ。)及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性に鑑み、公共の福祉を擁護するため、これらの事業について、争議行為の方法に関して必要な措置を定めるものとする。

(改正なし)